

関係各位

日オーストラリア EPA、CPTPP 及び RCEP 協定の輸出者(生産者)自己申告における
輸入申告方法の統一化について

輸出者(生産者)自己申告に基づき各 EPA 税率の適用を受けようとする輸入者が、原産性を明らかにすることができない場合、日 EU・EPA 及び日英 EPA に限り、NACCS の原産地証明書識別コード(4桁)の3桁目に、下表の右欄に掲げる区分に応じ左欄に掲げる特定のコードを入力することで、原産品申告明細書の提出省略を認めています。

コード	区分
Q	製造者(生産者)による原産品申告書(原産性に関する情報が提供できない場合)
F	輸出者による原産品申告書(原産性に関する情報が提供できない場合)

2025年6月9日以降、日オーストラリア EPA、CPTPP 及び RCEP 協定においても、日 EU・EPA 及び日英 EPA と同様に申告方法を統一化し、原産性を明らかにする書類が提出できない場合は、NACCS の原産地証明書識別コード(4桁)の3桁目に上記特定のコードを入力することで、原産品申告明細書の提出省略が可能となりますので、お知らせいたします。

詳細は下記税関ホームページ内の FAQ 及び「NACCS への原産地証明書識別コード等の入力方法」をご参照ください。

【掲載】税関ホームページ: [日オーストラリアEPA、CPTPP及びRCEP協定の輸出者\(生産者\)自己申告における輸入申告方法の統一化について](#)

【問合せ先】

業務部首席原産地調査官(原産地規則)

電話: 03-3599-6527

業務部通関総括第1部門(通関手続)

電話: 03-3599-6337